

秦野市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正することについて

秦野市附属機関の設置等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成30年6月7日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

自殺対策基本法の一部改正により市町村に策定が義務付けられた自殺対策計画を策定し、その推進を図ることを目的に、市長の附属機関として秦野市自殺対策推進委員会を設置するため、改正するものであります。

秦野市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

秦野市附属機関の設置等に関する条例（昭和33年秦野市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

同	秦野市自殺対策推進委員会	自殺対策計画の策定及び推進に関すること。	12名以内
---	--------------	----------------------	-------

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。
（秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年秦野市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中第79号を第80号とし、第78号の次に次の1号を加える。

(79) 秦野市自殺対策推進委員会の委員

第2条第1項中「前条第1号から第78号まで」を「前条第1号から第79号まで」に改め、同条第2項中「前条第79号」を「前条第80号」に改める。

別表第1に次のように加える。

秦野市自殺対策推進委員会の委員	日額 7,800円
-----------------	-----------

別表第2区分の欄中「条例第1条第1号から第78号まで」を「条例第1条第1号から第79号まで」に、「条例第1条第79号」を「条例第1条第80号」に改める。

議案第36号 秦野市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新				旧			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事項	委員の定数	附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事項	委員の定数
(略)				(略)			
同	秦野市自殺対策推進委員会	自殺対策計画の策定及び推進に関すること。	12名以内				
備考（略）				備考（略）			
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 （秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）</p> <p>2 秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年秦野市条例第30号）の一部を次のように改正する。 第1条中第79号を第80号とし、第78号の次に次の1号</p>							

を加える。

(79) 秦野市自殺対策推進委員会の委員

第2条第1項中「前条第1号から第78号まで」を「前条第1号から第79号まで」に改め、同条第2項中「前条第79号」を「前条第80号」に改める。

別表第1に次のように加える。

秦野市自殺対策推進委員会の委員	日額 7,800円
-----------------	-----------

別表第2区分の欄中「条例第1条第1号から第78号まで」を「条例第1条第1号から第79号まで」に、「条例第1条第79号」を「条例第1条第80号」に改める。

秦野市自殺対策推進委員会規則制定案要綱

1 秦野市自殺対策推進委員会の組織に関する事項について定めます。

- (1) 条例において上限を 1 2 名とした委員数について、実人数を 1 2 名とします。
- (2) 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱するものとします。
 - ア 自殺対策及び精神保健について学識経験を有する者
 - イ 自殺対策関係団体から推薦された者
 - ウ 自殺対策関係行政機関の職員
- (3) 委員の任期は 2 年とし、再任することができるものとします。
- (4) 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- (5) 委員長及び副委員長それぞれ 1 名を置き、委員の互選により定めるものとします。

2 秦野市自殺対策推進委員会の会議に関する事項について定めます。

- (1) 委員長が議長となり、委員の過半数の出席により開くものとします。
- (2) 議決を要するときは、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとします。
- (3) 会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができるものとします。
- (4) 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならないものとし、その職を退いた後も、また、同様とします。